

公的資金の補償金免除繰上償還について（普通会計）

1 要件

普通会計債 年利 7.0%以上の残債

実質公債費比率 15%未満（一戸町 13.9%）であるが、経常収支比率 85%以上（一戸町 91.0%）または財政力指数 0.5（一戸町 0.3）以下

一戸町はこれに該当する。

2 普通会計債で年利 7.0%以上の残債

義務教育施設整備事業債（用地分・一戸中学校）

昭和 59 年借入、簡易生命保険資金、利率 7.1%、残債 8,234,132 円

3 繰上償還の時期

あらかじめ定められており、簡保資金・年利 7.0%以上のものであれば、償還日は平成 20 年 9 月 30 日となっている。

H20 当初予算計上予定

4 繰上償還による財政負担軽減効果額

約 193 千円（銀行縁故資金により借り替えた場合の試算。）